ご存知ですか？ヘルプマーク

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見上では分かりにくいが、援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。

静岡県においてもヘルプマークが導入されており、県内各市町で必要な方に配布しています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車やバス等、公共交通機関で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマーク配布概要

対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

※障害の種別、等級、病名などによる条件はありません。

配布場所

市役所福祉事務所（⑥番窓口）

配布時間

8時30分～17時15分（平日）

問合せ先

福祉事務所障害福祉係（窓口⑥）☎㉒2216

電話お願い手帳を配布しています

市では、耳や言葉の不自由な方々に、外出先からの連絡や急用で電話をかける際などに役立てていただく「電話お願い手帳」を配布しています。

この手帳は、毎年3月3日の「耳の日」に合わせ、NTT西日本が各市町等に寄贈しており、外出時に持ち運べる手頃なサイズとなっています。

手帳は、福祉事務所障害福祉係（窓口⑥）、市民保健課介護保険係（窓口④）で配布していますので、ご希望の方はお申し出ください。

問合せ先

福祉事務所障害福祉係（窓口⑥）☎㉒2216

下田市住宅リフォーム振興事業助成金制度

市内経済対策の一環として住宅リフォーム振興事業助成金制度の申請を募集します。

制度内容

住宅又は併用住宅で住居の用に供する部分の修繕、リフォームを対象とします。

助成金の額は、改修工事に要する費用（消費税等を除く）が150万円以上の場合は30万円、20万円以上150万円未満の場合は20％の額を助成します。

また、子育て支援施策として、中学生以下の子どもを有する世帯に対し、通常の助成金に、改修工事に要する費用の10％又は15万円のいずれか低い額を上乗せして助成します。

※予算の範囲内で行う事業のため、受付期間終了期日前に受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

対象となる方

・申請する住宅の所有者であり、現在その住宅に居住し住民登録をしている方

・市税を完納されている方（同一世帯に属する方も含む）

※過去に助成を受けたことがある方は、別の箇所であっても申請できません。

受付期間・時間

5月7日（火）～31日（金）8時30分～17時15分（土日祝日除く）

工事完了期日

平成31年11月29日（金）

※交付決定通知後、工事を着工し、工事完了期日までに完了報告をしてください。

※すでに工事に着工している建物は対象になりません。

※申請時に必要な書類については、市ホームページ又は産業振興課へ事前にご確認ください。

申請・問合せ先

産業振興課産業振興係

☎㉒3914

美しい沿道景観づくりにご協力をお願いします

市では静岡県・伊豆半島各市町と一体となり、世界に誇れる美しい景観づくりの一環として、道路沿いの違反野立て看板（屋外広告物）を東京オリンピックまでに0件にしようという取組を行っています。

平成29年12月時点で、市内に124件の違反広告物がありました。

皆さまのご協力の下、平成31年3月までの間に75件（進捗率60％）の屋外広告物を改修、または撤去させていただきました。

◎皆さまにお願い

沿道に屋外広告物が乱立していると、美しい景観を阻害しかねません。

そして、古い屋外広告物をそのままにしておくと倒壊などの危険性も考えられます。

屋外広告物の設置には許可申請が必要な場合があることをご承知おきください。

今後も屋外広告物の改修や撤去などのお願いをさせていただきますので、皆さまのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

新たに屋外広告物の設置をご検討されている場合は事前にご相談ください。

問合せ先

建設課都市住宅係

☎㉒2219